

第16回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年9月24日（水曜日）
午後2時（受付開始午後1時30分）

開催場所

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
渋谷ソラスト4階
渋谷ソラストコンファレンス4D

株式会社グリッド
証券コード：5582

GRID⁺

INFRASTRUCTURE +
LIFE + INNOVATION

目次

第16回定時株主総会招集ご通知
株主総会参考書類
議案及び参考事項
事業報告
計算書類
監査報告書

証券コード5582
2025年9月9日
(電子提供措置の開始日 2025年9月2日)

株 主 各 位

東京都港区北青山三丁目11番7号
A Oビル6階
株 式 会 社 グ リ ッ ド
代表取締役社長 曾我部 完

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第16回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://gridpredict.jp/ir>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、以下の各ウェブサイトにも掲載しております。以下の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。



【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



【株主総会ポータル®（三井住友信託銀行）】

<https://www.soukai-portal.net>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年9月22日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年9月24日（水曜日）午後2時（受付開始 午後1時30分）
※昨年と開始時刻が異なりますので、ご注意ください。
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスト4階
渋谷ソラストコンファレンス4D
3. 目的事項
報告事項 第16期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款の一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。なお、当該書面の項番は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。
 - ・業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要
 - ・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 - ・株式会社の支配に関する基本方針
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表
 - ◎各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認ください。時間をおいて再度アクセスしてください。
 - ◎本株主総会において、お土産のご用意や株主懇親会の開催はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使についてのご案内

「株主総会参考書類」をご参照の上、以下のいずれかの方法にて議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

株主総会の議決権行使を事前に行使いただける株主様



郵送

議決権行使書用紙に賛否を記入し、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年9月22日（月）
営業時間終了時
（午後5時）までに到着



インターネット

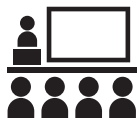
次ページの案内に従って議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年9月22日（月）
営業時間終了時
（午後5時）まで

詳細は次ページをご覧ください。

株主総会にご出席の株主様



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※裏表紙の「会場案内図」をご参照ください。

株主総会開催日時

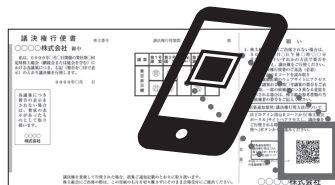
2025年9月24日（水）
午後2時

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年9月22日（月）
営業時間終了時（午後5時）まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2025年9月19日（金）午後5時まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとし、また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款の一部変更の件

当社の今後の事業展開及び事業内容の多様化並びにそれらの可能性検討の観点から、現行定款第2条の事業目的を変更し、付則について所要の変更を行いたいと存じます。

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行	変 更 案
第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）～（6）（条文省略） （7）電力制御システムの開発・販売・コンサルティング・保守・運用サポート、発電および電気の供給・売買業務 （8）～（9）（条文省略）	第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）～（6）（現行どおり） （7）電力制御システムの開発・販売・コンサルティング・保守・運用サポート、 <u>発電所・蓄電所の開発・保有・保守・運用管理・譲渡および電力の小売・供給・売買・管理・需給調整・デマンドレスポンス・リソースアグリゲーション業務</u> （8）～（9）（現行どおり）
付 則 1. ～9.（条文省略） （新設）	付 則 1. ～9.（現行どおり） <u>10. 本規程は、2025年9月24日に一部改定し、同日より施行する。</u>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
1	そ が べ まさる 曾我部 完 (1973年1月8日)	2005年8月 株式会社清長 代表取締役 2009年10月 当社 設立 代表取締役（現任） 2016年1月 株式会社清長ホールディングス（現：株式会 社We）設立 代表取締役（現任） 2019年4月 一般社団法人AIビジネス推進コンソーシアム 代表理事（現任） 現在に至る	2,608,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社設立以来、代表取締役として経営の指揮を執り、当社の発展をリードしております。当該実績に加え、当社の事業分野における豊富な経験と幅広い知見は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与できると判断し、取締役候補者といいたしました。			
2	て る い か ず よ し 照 井 一 由 (1974年5月26日)	1999年4月 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 入 社 2017年4月 同社 AIビジネス推進部 部長 2020年2月 当社 入社 最高営業戦略責任者（CSO） 2021年7月 当社 取締役 2021年10月 当社 取締役AI事業本部長 2024年7月 当社 取締役執行役員（現任）（コンサルテ ィング部、エンジニアリング第1部、エンジ ニアリング第2部、エンジニアリング第3部 統括） 現在に至る	7,050株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、前職において新規製品・サービスのビジネス開発に従事した経験を経て、当社入社後はAI事業にかかる営業・開発各部門を統括し、AI事業を牽引しております。当該実績に加え、これまでの豊富な経験と幅広い知見は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与できると判断し、取締役候補者といいたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
3	なか むら ひで き 中 村 秀 樹 (1971年7月19日)	1996年4月 株式会社日立建設設計 入社 2001年6月 株式会社都市デザインシステム 入社 2005年12月 株式会社オナーズビル軽井沢 取締役 2009年10月 当社 設立 取締役 2015年7月 当社 代表取締役 2020年9月 当社 最高事業開発責任者（CBDO） 2021年7月 当社 取締役 2021年10月 当社 取締役事業開発本部長 2024年7月 当社 取締役執行役員（現任）（エネルギーソリューション部統括） 現在に至る	一株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社設立以来、取締役として各種事業の指揮を執り、AI事業においては事業領域をスマートシティや蓄電所開発等の様々な分野に拡張し、新規事業を牽引しております。当該実績に加え、当社の事業分野における豊富な経験と幅広い知見は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与できると判断し、取締役候補者いたしました。			
4	そ が べ どう ま 曾我部 東 馬 (1974年6月1日)	2007年4月 マックスプランク微構造物理研究所 博士研究員 2009年1月 ケンブリッジ大学 客員博士研究員 2009年10月 当社 設立 取締役 2014年4月 国立大学法人 東京大学 先端科学技術研究センター 特任准教授 2016年3月 国立大学法人 電気通信大学 i-パワードエネルギー・システム研究センター 准教授 2020年9月 当社 非常勤取締役（現任） 2024年4月 国立大学法人 電気通信大学 i-パワードエネルギー・システム研究センター 教授（現任） 現在に至る	3,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社設立時に取締役として参画し、設立当初の事業を牽引した後、大学において研究活動を行いつつ、非常勤取締役として技術面を中心に当社の事業全般に対する助言をしております。当該実績に加え、当社事業に関連する技術分野の幅広い知見は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与できると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
5	た な か け ん じ 田 中 謙 司 (1974年12月15日)	2000年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク ビジネスアナリスト 2003年9月 日本産業パートナーズ株式会社 入社 2013年1月 国立大学法人 東京大学 総括プロジェクト 機構 特任准教授 2019年2月 国立大学法人 東京大学大学院 工学系研究科 技術経営戦略学専攻 准教授 2020年9月 当社 社外取締役 (現任) 2021年5月 株式会社JDSC 社外取締役 (現任) 2024年4月 国立大学法人 東京大学大学院 工学系研究科 技術経営戦略学専攻 教授 (現任) 現在に至る	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、国際性に富んだ経験・実績に加えて、上場企業における社外取締役としての経験と、研究者として電力及びサプライチェーン分野における専門性を有する見地から、当社の事業及び経営に対する助言をしております。当該経験・知見と実績から、当社の経営の透明性の確保やコーポレートガバナンスの一層の強化に寄与できると判断し、社外取締役候補者といたしました。			
6	た け う ち す み こ 竹 内 純 子 (旧姓) (戸籍名：小林純子) (1971年6月21日)	1994年4月 東京電力株式会社 入社 2012年1月 NPO法人 国際環境経済研究所 理事・主 席研究員 (現任) 2018年10月 U3イノベーションズ合同会社 共同代表 (現任) 2019年6月 日本紙パルプ商事株式会社 社外取締役 (現 任) 2022年7月 当社 社外取締役 (現任) 2024年6月 日本製鉄株式会社 社外取締役 (現任) 現在に至る	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、主に環境・エネルギー分野に関する豊富な経験と知識を有しており、また上場企業における社外取締役としての経験及び政府委員を多数務めてきた知見を活かし、当社の事業及び経営に対する助言をしております。当該経験・知見と実績から、当社の経営の透明性の確保やコーポレートガバナンスの一層の強化に寄与できると判断し、社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者が選任された場合、当社が締結している役員等賠償責任保険（以下「D＆O保険」という）の被保険者となります。当社は、会社法第430条の3第1項に規定するD＆O保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金及び争訟によって生じた費用等を当該保険により補填することとしております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役、重要な使用人の立場にある従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。各候補者が取締役を選任され就任した場合には、いずれの取締役もD＆O保険の被保険者となる予定であります。D＆O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。
3. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しております。
当社は、曾我部東馬氏、田中謙司氏並びに竹内純子氏との間で、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 竹内純子氏の戸籍上の氏名は、小林純子であります。同氏は、旧姓の竹内純子で活動しております。
5. 田中謙司氏及び竹内純子氏は、社外取締役候補者であります。
6. 田中謙司氏及び竹内純子氏は、現在当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって田中謙司氏が5年、竹内純子氏が3年2か月となります。当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定です。
7. 所有する当社の株式の数は、2025年6月30日現在の所有株式数を記載しております。
8. 曾我部完氏が所有する当社の株式の数は、同氏の資産管理会社である株式会社Weが所有する株式数を表示しております。

以 上

事業報告

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社は、「インフラと社会を、その先へ」をミッションに、社会インフラにイノベーションを起こし、インフラ全体の最適化を目指し、社会に貢献することを目的として活動しております。

当事業年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境が改善する下で緩やかに回復してきました。一方で、米国の関税交渉の進展により世界経済は落ち着きを見せ、エネルギー価格も増産方針等により下落基調にありましたが、再度の交渉期限が近づき中東情勢も混乱する中で不透明な状況が続きました。

エネルギー価格の変動の影響を大きく受ける電力に関しては、EVの普及やIT機器の利活用等により今後も旺盛な需要が続くと見込まれており、一層の安定的かつ経済的な供給体制が求められております。昨今は生成AIの需要の高まりに伴い、大規模な電力消費を伴うデータセンターの設置や増強が加速しています。また、大量のデータを必要とする社会全体のデジタル化に伴い、製造に膨大な電力を必要とする半導体の需要も急速に増加しています。電力広域的運営推進機関によると、データセンターや半導体工場の新増設に伴う需要電力量は2034年度までに514億kWh増加し、電力需要全体でも増加の見通しとなっております（出典：全国及び供給区域ごとの需要想定（2025年度）、電力広域的運営推進機関、2025年1月22日公表）。

このような状況下、当社は電力会社に対して、AI技術や数理最適化技術を用いた電力需給計画の最適化を提供しており、AIエンジン開発、システム開発、運用・サポートまで一貫したサービスを展開し、電力会社のエネルギー消費量の削減を実現してまいりました。今後も電力会社におけるサービス拡大を進めつつ、大口需要家に対しても蓄電池の充放電最適化のシステムを搭載した蓄電所を開発・提供し、社会全体のエネルギー消費量の削減に貢献してまいります。

また、物流・サプライチェーン、都市交通・スマートシティの分野にも注力し、配船計画、生産計画、修繕計画等の最適化も提供してまいりました。

これまでの計画業務は、オペレーションを熟知した熟練人材による多大な労力により成立しておりましたが、AI技術や数理最適化技術を用いた当社の計画最適化サービスは、複雑かつ不確実性の高いビジネス環境下でも短時間で最適な計画を提供し、属人性を排することを可能としております。このことから、今後の労働人口減少から想定される社会インフラの人材不足とサービスの安定供給という課題に対して、当社のサービスは有力な解決方法と考え

られ、当社の事業に対する期待は一層高まっております。

当事業年度は、引き続き電力・エネルギー、物流・サプライチェーン、都市交通・スマートシティの3分野に注力いたしましたが、予算規模が大きい電力会社からの追加受注や本番導入開発が加速したため、電力・エネルギー分野の売上が全体の6割程度を占めることとなりました。物流・サプライチェーン分野についても、配船計画における運用・サポート売上の増加により全体の3割近くを占める売上となりました。また、都市交通・スマートシティについては、鉄道会社における修繕計画最適化のAIエンジン開発が進展し、堅調に推移しました。結果、3分野での取引先数は増加し、顧客平均売上も増加いたしました。

当社は、AIエンジン及びシステム開発をフロー型売上、運用・サポートをストック型売上として定義しておりますが、2025年6月期の電力・エネルギー分野の合計売上高は1,202百万円(前期比47.9%増)、うちフロー型売上は1,029百万円(前期比49.2%増)でストック型売上は172百万円(前期比40.4%増)、物流・サプライチェーン分野の合計売上高は564百万円(前期比11.4%減)、うちフロー型売上は303百万円(前期比24.5%減)でストック型売上は260百万円(前期比11.0%増)、都市交通・スマートシティ分野の合計売上高は215百万円(前期比21.4%増)、うちフロー型売上は138百万円(前期比2.5%増)でストック型売上は77百万円(前期比81.1%増)、社会インフラ3分野に分類されないその他の合計売上高は81百万円(前期比236.8%増)となりました。

また、当社は開発体制の強化に向けて優秀なエンジニアの積極採用を行うことで今後の事業拡大に向けた取り組みを進めており、当事業年度末におけるエンジニアは73名(前期比9.0%増)となりました。加えて、管理体制の強化も進めており、営業・管理部門は36名(前期比20.0%増)となりました。このことから、製造費用におけるエンジニアの人件費は758百万円(前期比22.1%増)、販管費における営業・管理部門の人件費は407百万円(前期比17.0%増)となりました。

以上より、2025年6月期について、売上高は2,063百万円(前期比24.9%増)となり、営業利益428百万円(前期比17.1%増)、経常利益428百万円(前期比24.6%増)となりました。当期純利益は、主に繰越欠損金の解消により法人税、住民税及び事業税が36百万円、法人税等調整額が151百万円増加した影響で、298百万円(前期比26.1%減)となりました。また、ストック型売上比率は24.7%(前期比0.5ポイント増)、全体の顧客平均売上は48.0百万円(前期比1.2%減)、取引先数は43社(前期比26.5%増)、うちAI開発、システム開発、運用・サポートの3区分では、顧客平均売上は54.9百万円(前期比10.3%増)、取引先数は36社(前期比9.1%増)となりました。なお、当社の事業はAI開発事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は46,252千円であります。その主なものは、AI開発事業で顧客向けに自社で利用するソフトウェアの計上であります。なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の対処すべき主要な課題は次のとおりであります。

① 開発体制の強化

安定的かつ着実な事業拡大を図る上では、常に最新技術の動向を把握・検証し、必要に応じて当社事業へ取り込みながら、顧客サービスのパフォーマンスを維持・向上させ、高い収益率を確保することが重要であると考えております。そのために、優秀な人材の積極採用、開発プロセスの継続的見直し、社内におけるノウハウ共有や教育訓練等の実施のみならず、エンジニアが能力を十分に発揮できる環境づくりも含めて、より強固な開発体制の構築に向けて取り組んでまいります。

② 営業体制の強化

顧客の課題解決に向けて高い価値を提供するためには、当社の技術的可能性を十分に理解した上で、潜在的なものを含め顧客ニーズを明確に把握し、サービスを提案できる人材及び組織が必要であると考えております。今後の事業拡大に合わせて十分な体制を維持強化すべく、コンサルティング営業人材の積極採用、情報やノウハウのシェア、一元管理等を効率的・効果的に行う営業組織の仕組み化に取り組んでまいります。

③ 顧客基盤の拡大

持続的な成長を維持するためには、継続して顧客基盤を拡大していく必要があると認識しております。当社サービスの対象となる企業は、社会インフラを支える巨大企業が多いため、一つの部門にとどまらず、様々な部門へのサービス提供の可能性があります。したがって、新規顧客を開拓することはもとより、一顧客の別部門を開拓することも重要であると考えております。プレスリリース、既存顧客からの紹介、ウェビナー開催、展示会出展等を通じてのプル型営業だけでなく、積極的なプッシュ型営業も組み合わせて顧客基盤の拡大を図ってまいります。

④ スtock型売上の拡大

当社は、AIエンジンの開発（AI開発）、AIエンジンを搭載した業務システムの顧客への導入（システム開発）、運用・サポートの順で一貫してプロジェクトを進めるビジネスモデルを展開しており、運用・サポートの売上をストック型売上として定義しております。当社が提供するサービスは顧客のコア業務を支えるシステムであるため、スイッチングコストが高く、継続的な契約が見込まれます。したがって、安定した成長と収益を確保するために、ストック型売上の拡大を図ってまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社は、事業拡大に向けて、エンジニアを中心に積極的な採用を行っており、事業・組織両面での成長を続けている段階にあります。業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が一層求められる状況にあるため、経営管理体制の整備を推進するとともに経営の公正性・透明性を確保し、より強固な内部管理体制の構築に取り組んでまいります。

⑥ 情報セキュリティの強化

当社は、AI開発やシステム開発、運用・サポートの遂行過程において、秘密情報や個人情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、情報セキュリティ管理規程等に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備等を継続して行ってまいります。

⑦ 新技術への対応

当社が強みとするAI関連の技術は、将来的な利用可能性の高さから世界的に研究開発が活発に行われております。当社は2017年より量子コンピュータ上で動作する量子アルゴリズムの研究開発を行っており、複数の特許を出願しております。今後さらに増大していく計算量への対応策として先行して開発成果を実用化させることにとどまらず、様々な分野の新技術動向を注視し当社の成長に繋げてまいります。

⑧ 脱炭素社会実現への貢献

当社が注力分野としている電力・エネルギー分野、物流・サプライチェーン分野、都市交通・スマートシティ分野はいずれも計画最適化により化石燃料の消費を削減することが可能であり、顧客のコスト削減と併せて環境保護に貢献できる分野です。当社のAI技術をもってより多くの顧客の計画最適化を実現し、脱炭素社会実現への貢献を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

	単位	第13期 2022年6月期	第14期 2023年6月期	第15期 2024年6月期	第16期（当期） 2025年6月期
売上高	千円	910,399	1,353,869	1,652,097	2,063,415
経常利益	千円	67,651	204,135	344,020	428,561
当期純利益	千円	91,967	228,532	403,751	298,296
1株当たり当期純利益	円	25.29	62.85	86.70	63.02
総資産	千円	1,302,936	1,576,114	4,101,519	4,417,657
純資産	千円	937,844	1,166,377	3,638,348	3,940,043

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 2023年4月15日付で、普通株式1株につき3,000株の割合をもって株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2025年6月30日現在）

事業	主要製品
AI開発事業	人工知能を用いたシステムの開発・販売・コンサルティング・保守・運用サポート業務

(8) 主要な営業所（2025年6月30日現在）

名称	所在地
本社	東京都港区北青山

(9) 従業員の状況（2025年6月30日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
109名	12名増	38.1歳	3.1年

（注） 従業員数は常勤就業人員であります。

(10) 主要な借入先（2025年6月30日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社りそな銀行	5,820千円

2. 会社の株式に関する事項（2025年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 14,544,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,750,421株（自己株式205株を除く。）
- (3) 株主数 2,506名
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社We	2,608,000株	54.90%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	590,500株	12.43%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	263,500株	5.55%
三井物産株式会社	131,500株	2.77%
伊藤忠商事株式会社	102,000株	2.15%
丸紅株式会社	102,000株	2.15%
野村信託銀行株式会社（投信口）	56,000株	1.18%
株式会社SBI証券	32,231株	0.68%
松本光雄	15,000株	0.32%
株式会社北総フォレスト	14,000株	0.29%

- (注) 1. 持株比率は小数第3位を四捨五入して表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（205株）を控除して計算しております。
3. 株式会社Weは、当社代表取締役社長である曾我部完がその株式を直接的に100%保有する資産管理会社であります。
4. 株式会社日本カストディ銀行、日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び野村信託銀行株式会社の信託業務に係る株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。
5. 2025年2月6日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2025年1月31日現在でりそなアセットマネジメント株式会社が409,500株を保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	曾我部 完	株式会社We 代表取締役 一般社団法人AIビジネス推進コンソーシアム 代表理事
取締役	照 井 一 由	執行役員
取締役	中 村 秀 樹	執行役員
取締役	曾我部 東 馬	国立大学法人 電気通信大学 i-パワードエネルギー・システム研究センター 教授
取締役	田 中 謙 司	国立大学法人 東京大学大学院工学系研究科 技術経営戦略学専攻 教授 株式会社JDSC 社外取締役
取締役	竹 内 純 子	U3イノベーションズ合同会社 共同代表 日本紙パルプ商事株式会社 社外取締役 日本製鉄株式会社 社外取締役
常勤監査役	野 島 一 十	
監査役	宮 崎 貴 之	宮崎貴之公認会計士・税理士事務所 代表 株式会社パートナーズ・ゲート 代表取締役
監査役	工 藤 洋 治	東京八丁堀法律事務所 パートナー インプレックスアンドカンパニー株式会社 社外取締役 公益社団法人日本学生陸上競技連合 常務理事 株式会社ベネッセホールディングス 監査役

- (注) 1. 取締役田中謙司氏、竹内純子氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役宮崎貴之氏、工藤洋治氏は社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役宮崎貴之氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役工藤洋治氏は、弁護士士の資格を有しており、企業法務を専門とする弁護士として法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

① 非業務執行取締役に関する事項

当社と取締役曾我部東馬氏、田中謙司氏及び竹内純子氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当社の非業務執行取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

② 監査役に関する事項

当社と監査役野島一十氏、宮崎貴之氏及び工藤洋治氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社の監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金及び争訟によって生じた費用等を当該保険により補填することとしております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役、重要な使用人の立場にある従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2023年2月14日開催の取締役会において取締役報酬規程を制定し、同規程において以下の方針を定めております。

当社常勤取締役の報酬等は固定の金銭報酬のみとし、その金額については、基準額を定めた上で、ア. 当社における役割、イ. 責任の難易度、ウ. 保有スキルや人脈、エ. 過去のキャリア、オ. 年齢、カ. 当社入社以前の給与水準（従業員であった者は役員就任時の給与水準）を総合的に考慮して基準額から加減算することとしております。基準額については、業界水準、当社業績等の諸般の事情を考慮し決定することとしております。

また、非常勤取締役の報酬等についても固定の金銭報酬のみとし、その金額については取締役会、株主総会、報酬委員会や監査役の面談等、当社にかかる通常の業務とその準備時間等を考慮した基準額を定め、原則として基準額のとおりとしております。ただし、ア. 通常の業務を超えた対応、イ. 当社に対する技術的貢献度を加味して増額する場合があります。

上記の方針に基づき、株主総会の決議により定められた役員の報酬総額の範囲内で支給することとしております。

当社は役員の報酬等において業績連動報酬制度は採用しておりません。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会決議年月日は2022年9月28日であり、決議の内容は取締役年間報酬総額の上限を3億円以内（同株主総会終結時の取締役の員数は8名）とするものです。取締役の報酬等の額については、上記株主総会で決議された総枠の

中で、取締役会より委任を受けた報酬委員会にて、上記の決定方針に基づき協議の上、決定しております。報酬委員会にて決定した取締役の報酬総額については、報酬委員会の議長が取締役会に報告し、取締役会にて確認しております。

また、当社の監査役の報酬等に関する株主総会決議年月日は2016年8月25日であり、決議の内容は監査役年間報酬総額の上限を3千万円以内（同株主総会終結時の監査役の員数は1名）とするものです。監査役の報酬等については上記株主総会で決議された総枠の中で監査役会にて協議の上、決定しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬等について客観性、透明性を高める観点から、取締役の個人別の報酬等に関して、上記の決定方針に基づき決定することにつき取締役会からの委任を受けた報酬委員会において審議し、決定しております。当事業年度において、報酬委員会は社外取締役田中謙司氏、竹内純子氏、並びに常勤取締役中村秀樹氏（執行役員）を構成員とし、議長は田中謙司氏が務めております。

当社取締役会は、当事業年度の取締役の個人別の報酬等について、取締役報酬規程に定めた上記の決定方針に従い決定すべきことを定めた上で、報酬委員会に対してその決定を委任し、また、決定後に、報酬委員会より、当該方針に従って決定した旨の報告を受けていることから、当該方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	96,102 (10,650)	96,102 (10,650)	—	—	—	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	12,300 (4,800)	12,300 (4,800)	—	—	—	3 (2)

(注) 上表には、2024年9月26日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役竹内純子氏は、U3 イノベーションズ合同会社の共同代表を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はございません。
監査役宮崎貴之氏は、株式会社パートナーズ・ゲートの代表取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はございません。
監査役工藤洋治氏は、公益社団法人日本学生陸上競技連合の常務理事を兼務しておりますが、当社と同法人との間に特別な関係はございません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役田中謙司氏は、株式会社JDSCの社外取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はございません。
取締役竹内純子氏は、日本紙パルプ商事株式会社の社外取締役及び日本製鉄株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はございません。
監査役工藤洋治氏は、インプレックスアンドカンパニー株式会社の社外取締役及び株式会社ベネッセホールディングスの監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はございません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	田 中 謙 司	当事業年度において開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。 取締役会においては、マッキンゼー・アンド・カンパニー・インクや日本産業パートナーズ株式会社で培った国際性に富んだ経験・実績に加えて、東京大学大学院での研究者としての専門性を有する見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言や提言を積極的に行っております。
取締役	竹 内 純 子	当事業年度において開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。 取締役会においては、環境・エネルギー分野における豊富な知見、経験に加えて、上場企業における社外取締役としての経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言や提言を積極的に行っております。
監査役	宮 崎 貴 之	当事業年度において開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。また、同期間中に開催された監査役会13回のすべてに出席いたしました。 取締役会においては、公認会計士としての、主に財務及び会計の専門的見地から、議案の審議に必要な発言を行うとともに、監査役会においても、当社の監査体制の強化及び充実のために必要な発言や提言を行っております。
監査役	工 藤 洋 治	当事業年度において開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。また、同期間中に開催された監査役会13回のすべてに出席いたしました。 取締役会においては、弁護士としての、主に企業法務の専門的見地から、議案の審議に必要な発言を行うとともに、監査役会においても、当社の監査体制の強化及び充実のために必要な発言や提言を行っております。

④ 当社の報酬等の額及び当社の親会社等又は当社親会社等の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

	報酬等の総額（千円）	対象となる役員の員数	親会社等又は当該親会社等の子会社等からの役員報酬（千円）
社外役員	15,450	4 名	－

（注） 社外役員の報酬の構成は基本報酬のみであります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人 A & A パートナーズ

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 22,650千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人との責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人との補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役会において決定した、会社法第362条第4項第6号に定める会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針の概要は、次のとおりであります。

内部統制システムの基本方針

I. 目的

本方針は、株式会社グリッド（以下、「当社」という）の内部統制システムに係る基本方針を定め、これを運用することによりコーポレート・ガバナンスの充実・強化を図りつつ、当社の継続的な成長と企業価値の最大化を図ることを目的とする。

II. 基本方針

1. 当社の業務の適正を確保するために必要な体制について

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）

- ① 当社の取締役会は内部統制システムの基本方針を決定するとともに、これに基づく各種体制等の整備および運用を実施し、その有効性を適宜検証することをもって、常に向上ならびに改善を図る。
- ② 当社は、独立社外取締役を選任し、取締役会の監督機能の向上を図る。
- ③ 当社の監査役は、当社の内部統制システムの整備および運用に関する取締役の職務が適正に執行されていることを監査する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- ① 当社の取締役の職務執行に係る情報は、当社で定める規程等に基づき記録および保存し、当社の取締役および監査役は、常時それらの記録を閲覧することができる。
- ② 当社の取締役の職務執行に係る重要な情報については、関係法令等の定めに従い適時適切な開示に努める。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- ① 当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク委員会を設置し、当社のリスクの管理方針を策定し、リスクの識別およびリスクの低減ならびにリスク発生の未然防止を推進する。
- ② 当社は、「コンプライアンス規程」ならびに「リスク管理規程」を定め、経営会議メンバーをコンプライアンス・リスク委員とするとともに、i) 不祥事、トラブルに対する迅速な対応および状況の包括的な把握、ii) 法令等および規程類の遵守の啓発、教育、iii) コンプライアンス違反防止策の検討と実施指示等を行う。

- ③ 各リスクの主管部門においてリスク管理に関する規程等を整備し、当該規程等に基づく教育・指導・監査等の実施を通してリスクの低減を図る。
 - ④ 当社は、具体的リスクが発生した場合には、「リスク管理規程」に従い、これに伴って生じる会社の損失または不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内の初期対応を十分な注意をもって行うとともに、速やかに所属長あるいは関連組織、ならびに総務部に必要な報告を行い、その後の処理についてはリスク管理統括責任者および関係組織と協議を行うと同時に、コンプライアンス・リスク委員会に報告し、その対応や改善策等を検討、実施等の対応を取るものとする。
 - ⑤ 当社は、「リスク管理規程」に定める緊急事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする緊急事態対策本部を設置することを定めるとともに、速やかに対策を実施するものとする。
- (4) 当社の財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 当社は、財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成および開示するために必要な体制を整備および運用する。
 - ② 当社の内部監査部門は、財務報告に係る内部統制システムの整備状況および運用状況を監査することにより、当社の財務報告の信頼性を確保する。
- (5) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第3号)
- ① 当社は「業務分掌規程」および「職務権限規程」等を定め、各所管業務の範囲と責任、ならびに各職位への適切な範囲で権限を委譲することにより、効率的な職務執行を行う。
 - ② 当社の取締役会で決議した中期経営計画および年度予算の執行状況は、月次の経営会議等において各部門長に報告させ、業務執行の状況を掌握できる体制とする。
 - ③ 経営上の重要な事項については、多面的に把握し、適切な経営判断を行うため、経営会議等を設置し、当該事項について協議ならびに検討を行う。また、協議ならびに検討の結果に基づき、取締役会ならびに管掌取締役への提言を行う。
- (6) 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第4号)
- ① 当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク委員会において、コンプライアンスに関する基本方針を決定し、当社組織を通じてその徹底を図るものとする。
 - ② 当社は、コンプライアンスに関する教育を継続的に実施する。また、必要に応じ、取締役および全管理職からコンプライアンスに関する誓約書を徴集する。
 - ③ 当社は、法令や企業倫理に違反する事実やその疑いのある場合の通報先として、内部通報制度を設け、その活用を促し、問題の早期発見に努める。

- ④ 当社の使用人の職務執行については、各部門の責任者により適宜監督するものとし、内部監査部門による監査を行うことにより、当該職務執行が法令および定款に適合することを確保する。
2. 当社の監査役の職務の執行のために必要な事項について
- (1) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）
当社は、当面監査役会の直属の部門は設置しないが、当社管理部門および内部監査部門が監査役の職務執行を補助するものとする。
- (2) 当社の監査役の職務の執行を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）
監査役会の直属の部門を設置した場合、当該部門に配置された使用人の人事異動、人事考課および懲戒処分については当社の監査役の同意を必要とする。
- (3) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第3号）
当社の監査役の職務執行の補助に係る業務に関しては、監査役から当該業務を所管する部署に配置された使用人へ直接指揮・命令を行えるものとし、当社はその業務の遂行を妨げない。
- (4) 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）
- ① 当社の監査役は、取締役および使用人の職務執行を監査するため、取締役会、経営会議その他当社の重要な会議に出席する他、主要な稟議書やその他業務執行に関する重要な書類を閲覧するものとする。
- ② 当社の取締役および使用人は、法令、定款またはコンプライアンスに違反する事実やその疑いがある場合には、直ちに当社の監査役に報告するものとする。
- ③ 当社の内部監査部門が実施した内部監査結果は、遅滞なく当社の監査役に報告するものとする。
- ④ 当社の内部通報制度の通報先に当社の監査役を含むものとする。

(5) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第5号)

当社は、社内規程により、内部通報を行ったこと、または当社の監査役へ報告を行ったことを理由として不利な扱いを受けないことを規定し、社内に周知徹底を図るものとする。

(6) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第6号)

当社の監査役の職務執行について生じる費用等については予算化する。また、「監査役監査基準」を含む社内規程に基づく前払い等の請求がある場合には、当該監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、当社が支払うものとする。

(7) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第7号)

① 当社の取締役は、当社の監査役が当社の内部監査部門および外部監査人（会計監査人）等との連携を通じて、実効的な監査を実施できる体制の整備を行うものとする。

② 当社は、当社の監査役による監査に関する情報交換ならびに情報提供を行い、監査機能の充実を図る。

③ 当社が選任する監査役には、財務および会計に関する適切な知見を有する者を含むものとする。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本方針および体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。また、その旨を「反社会的勢力対応規程」に定め、取締役および使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

Ⅲ. 本方針の改廃

本方針に見直しの必要性が生じた場合は、取締役会の決議により改訂するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ① 取締役会は社外取締役2名を含む取締役6名で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催し、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行状況の報告及び監督を行っております。また、迅速な意思決定が必要な案件が発生した場合には、適宜、臨時取締役会を開催しております。

取締役会には、監査役が毎回出席し取締役の職務執行の状況を監査しております。

当事業年度におきましては、取締役会を13回開催しております。

- ② 監査役は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成されております。監査役会を毎月1回定期的に開催しており、重要な事項等が発生した場合は必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、取締役の意思決定の適法性について意見交換されるほか、監査方針・監査計画等取締役の職務執行の監督及び監査に関する事項の協議・決定を行っております。

監査役は、取締役会への出席、代表取締役社長との会合、常勤監査役による経営会議その他重要会議への出席、取締役との会合、内部監査への同席等を通じて、取締役との意思疎通を図るとともに、取締役の職務執行全般にわたって監査を実施しております。

当事業年度におきましては、監査役会を13回開催しております。

- ③ 内部監査室は、内部監査計画に従い、当社全部門に対して監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、内部監査室を通じて被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで、内部統制の維持・改善を図っております。また、内部監査室は監査役と内部監査結果を共有し、適宜情報交換を行っており、効率的な監査が実施できる体制構築に努めております。
- ④ 当社は、コンプライアンスの遵守、リスク管理体制の構築のために、全社組織や業務に係る社内規程、マニュアルを整備し、それらに沿った運用を行っております。また、代表取締役社長を委員長として、経営会議メンバー（常勤取締役、常勤監査役、各部長）が出席するコンプライアンス・リスク委員会を四半期に1度開催しております。同委員会ではコンプライアンス・リスク事案の発生状況、コンプライアンス教育の実施状況等が報告され、情報の共有、意見交換、問題が発生した場合の対応策の協議が行われております。リスク管理については、想定されるリスク及びその兆候について確認し、対応を検討しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、利益還元政策を決定していく方針であります。しかしながら、当社は、成長過程にあり、現時点では事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元に繋がると考えており、現在のところ配当を実施しておりません。将来的には、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案し、利益還元を行うことを検討してまいります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。内部留保資金については、将来の成長に向けた投資資金として、収益力の強化や事業基盤の整備のための投資や今後の成長に資する優秀な人材の採用等に有効活用してまいります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としております。また、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

貸 借 対 照 表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	4,162,860	流動負債	477,613
現金及び預金	3,197,791	買掛金	19,962
売掛金	235,427	1年内返済予定の長期借入金	5,820
契約資産	640,441	未払金	24,026
仕掛品	44,777	未払費用	106,122
貯蔵品	34	未払法人税等	38,046
前払費用	41,726	契約負債	146,928
その他	2,661	預り金	11,460
固定資産	254,796	賞与引当金	60,068
有形固定資産	5,442	その他	65,176
建物附属設備	140		
機械及び装置	26		
工具、器具及び備品	5,275	負 債 合 計	477,613
無形固定資産	121,480	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	121,480	株主資本	3,938,607
投資その他の資産	127,873	資本金	54,043
出資金	10	資本剰余金	3,512,834
関係会社出資金	35,100	資本準備金	1,742,389
関係会社長期貸付金	33,200	その他資本剰余金	1,770,445
長期前払費用	1,009	利益剰余金	372,308
繰延税金資産	38,722	利益準備金	3,369
その他	19,832	その他利益剰余金	368,939
		繰越利益剰余金	368,939
		自己株式	△579
		新株予約権	1,436
		純 資 産 合 計	3,940,043
資 産 合 計	4,417,657	負 債 純 資 産 合 計	4,417,657

損 益 計 算 書

(2024年 7 月 1 日から
2025年 6 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,063,415
売上原価		548,281
売上総利益		1,515,133
販売費及び一般管理費		1,086,835
営業利益		428,297
営業外収益		
受取利息	2,267	
受取保険料	237	
物品売却益	225	
講演料等収入	27	
業務受託手数料	97	
その他	34	2,889
営業外費用		
支払利息	501	
補修費用	2,033	
その他	90	2,625
経常利益		428,561
特別損失		
固定資産売却損	70	
減損損失	2,755	2,826
税引前当期純利益		425,735
法人税、住民税及び事業税	38,318	
法人税等調整額	89,120	127,439
当期純利益		298,296

株主資本等変動計算書

(2024年 7 月 1 日から
2025年 6 月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	52,103	1,740,449	1,770,445	3,510,895
事業年度中の変動額				
新株の発行	1,939	1,939		1,939
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	1,939	1,939	－	1,939
当期末残高	54,043	1,742,389	1,770,445	3,512,834

(単位：千円)

	株主資本			自 己 株 式	株主資本合計
	利益剰余金				
	利益準備金	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
繰 越 利 益 剰 余 金					
当期首残高	3,369	70,643	74,012	△179	3,636,832
事業年度中の変動額					
新株の発行					3,879
当期純利益		298,296	298,296		298,296
自己株式の取得				△400	△400
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	－	298,296	298,296	△400	301,775
当期末残高	3,369	368,939	372,308	△579	3,938,607

(単位：千円)

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1,516	3,638,348
事業年度中の変動額		
新株の発行		3,879
当期純利益		298,296
自己株式の取得		△400
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△80	△80
事業年度中の変動額合計	△80	301,695
当期末残高	1,436	3,940,043

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社出資金 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品、貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10年

機械及び装置 6年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用し、そのうち、特定顧客向けに開発したソフトウェアについては、5年を最長とし、契約期間に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。なお、当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期限が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

当社は、AIエンジンの開発（AI開発）、AIエンジンを搭載した業務システムの顧客への導入（システム開発）、運用・サポートの順でプロジェクトを進めるビジネスモデルを展開しております。AI開発及びシステム開発については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる時まで、原価回収基準により収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工数が、予想される工数の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

運用・サポートについては、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

会計上の見積りに関する注記

進捗度に基づく収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上

1,437,182千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合には、進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工数が、総工数の見積りに占める割合に基づいて行っております。

進捗度に基づく収益計上の基礎となる総工数の見積りはプロジェクトごとに行っております。各プロジェクトは顧客の重要な業務システムの構築を請け負うことになり、特に顧客のニーズの多様化に応えるため、総工数の見積りの基礎となる作業内容に不確実性を伴っております。

総工数の見積りはプロジェクトの進行に応じて適宜見直しが行われ、総工数の見積り時点では予見できなかった仕様変更や納期変更等により、総工数の変更が発生し、その結果進捗度が変動する可能性があり、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

38,722千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来減算一時差異に対して、将来課税所得の見積り及び一時差異のスケジュールに基づき判断しております。

将来の課税所得の見積りは、事業計画を基礎としており、当該計画の策定にあたっては、過年度の実績や市場傾向等に基づいて作成しております。

将来の課税所得の見積りは、将来の事業環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した利益及び課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類における繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|-----------|
| 1. 資産から直接控除した減価償却累計額 | |
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 45,829千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権 | |
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 40千円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 33,200千円 |
| 3. 当座貸越契約 | |
| 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。 | |
| この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 | |
| 当座貸越限度額 | 900,000千円 |
| 借入実行残高 | －千円 |
| 差引額 | 900,000千円 |

損益計算書に関する注記

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| 1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額 | |
| 営業取引 | |
| 売上高 | 2,040千円 |
| 営業取引以外の取引 | 492千円 |
| 2. 研究開発費 | |
| 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の額 | 142,271千円 |

株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|-------------------------------------|------------|
| 1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 4,750,626株 |
| 2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 | |
| 普通株式 | 205株 |
| 3. 当事業年度末における株式引受権に係る当該株式会社の種類及び株式数 | |
| 該当事項はありません。 | |
| 4. 当事業年度末における新株予約権の種類及び株式数 | |
| ストック・オプションとしての新株予約権 | |
| 普通株式 | 530,574株 |
| 5. 配当に関する事項 | |
| 該当事項はありません。 | |

税効果会計関係に関する注記

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	24,490千円
未払事業税	4,855千円
一括償却資産損金算入超過額	1,755千円
減価償却超過額	4,248千円
事業撤退損否認	1,002千円
敷金償却否認	2,362千円
採用コンサルティング報酬否認	632千円
繰延税金資産小計	39,348千円
評価性引当額	△626千円
繰延税金資産合計	38,722千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.59%
(調整)	
税率変更による影響額	△0.02%
住民税均等割	0.54%
中小法人軽減税率適用による影響	△0.19%
研究開発税制による税額控除	△2.18%
賃上げ促進税制による税額控除	△1.83%
評価性引当額の減少	△0.93%
その他	△0.05%
税効果会計適用後の法人税等	29.93%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、2026年7月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

持分法損益等に関する注記

1. 関連会社に関する事項

関連会社に対する投資の金額	35,100千円
持分法を適用した場合の投資の金額	109,007千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	7,466千円

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は開示対象特別目的会社を有しておりません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、AI開発事業の単一セグメントであります。が、産業ドメインといたしましては、電力・エネルギー、物流・サプライチェーン、都市交通・スマートシティから構成されており、顧客との契約から生じる収益を分解した情報につきましては、産業ドメイン別で開示しております。

財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益及び収益認識の時期別に分解した顧客との契約から生じる収益は次のとおりであります。

(単位：千円)

	電力・ エネルギー	物流・サプライ チェーン	都市交通・ スマートシティ	その他	合計
フロー型売上					
AI開発及びシステム開発	1,019,907	303,843	129,979	12,066	1,465,796
その他	9,800	—	8,450	68,967	87,217
ストック型売上					
運用・サポート	172,363	260,575	77,462	—	510,401
顧客との契約から生じる収益	1,202,070	564,418	215,892	81,033	2,063,415
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,192,270	564,418	215,892	23,708	1,996,290
一時点で移転される財又はサービス	9,800	—	—	57,324	67,124
顧客との契約から生じる収益	1,202,070	564,418	215,892	81,033	2,063,415

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

履行義務の充足時点に関する情報につきましては、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	371,644
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	235,427
契約資産（期首残高）	414,531
契約資産（期末残高）	640,441
契約負債（期首残高）	140,347
契約負債（期末残高）	146,928

契約資産は、顧客との開発契約について進捗度に基づき収益を認識した未請求の履行義務に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該開発契約に関する対価は、契約条件に従い、成果物の納品後又は顧客による成果物の検収後に請求し、概ね2か月以内に受領しております。

契約負債は、将来にわたって履行義務が充足される開発契約に係る収益について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち、期首の契約負債残高に含まれていた金額は91,207千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	220,470
1年超	100,624
合計	321,094

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	829円 11銭
1 株当たり当期純利益	63円 02銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年8月21日

株式会社グリッド
取締役会御中

監査法人A & Aパートナーズ
東京都中央区

指定社員 公認会計士 三 浦 英 樹
業務執行社員

指定社員 公認会計士 太 田 洋 介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グリッドの2024年7月1日から2025年6月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人 A & A パートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月22日

株式会社グリッド 監査役会

常勤監査役 野 島 一 十 ㊟

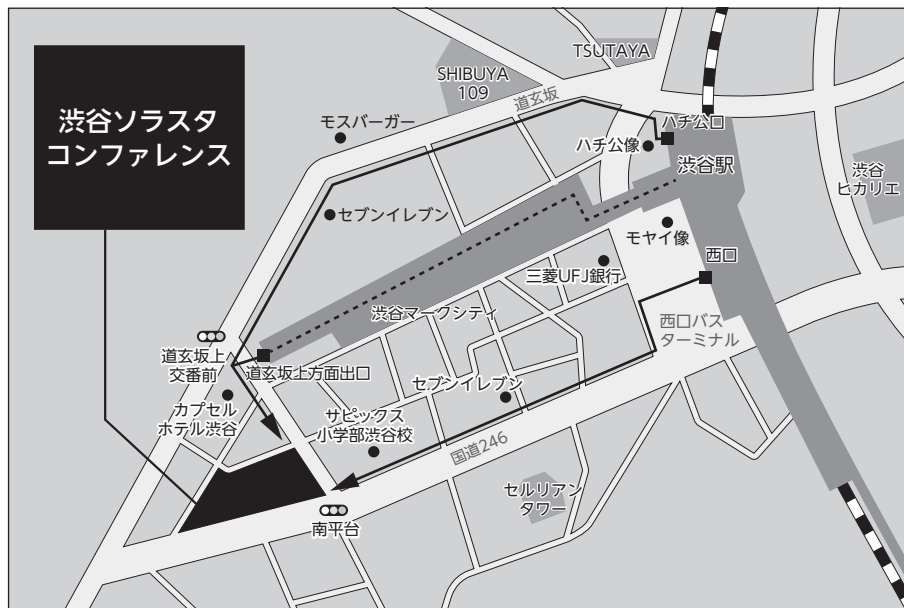
社外監査役 宮 崎 貴 之 ㊟

社外監査役 工 藤 洋 治 ㊟

以 上

会場案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスト 4階
渋谷ソラストコンファレンス4D



交通：ＪＲ山手線／ＪＲ埼京線／東京メトロ銀座線／東京メトロ半蔵門線／
東京メトロ副都心線／東急東横線／東急田園都市線／京王井の頭線
各線 渋谷駅

ＪＲ渋谷駅「西口」から徒歩６分

ＪＲ渋谷駅「ハチ公口」から徒歩７分

ＪＲ渋谷駅直結渋谷マークシティ４Ｆ「道玄坂上方面出口」から徒歩２分

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。